

# 利用の申し込み

## 開館時間

午前 9:00～午後 10:00(延長利用申請により午前 8 時～午後 11 時)

## 休館日

- ・毎週火曜日ただし、その日が休日にあたる時は、その翌日
- ・12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
- ・休日の翌日(連休の場合最終休日の翌日)
- ・その他、施設点検などのための臨時休館日

## 利用申し込み受付場所

都の杜ぐいすホール 一般財団法人都留楽友協会  
山梨県都留市上谷 1888 番地 1  
TEL 0554-43-1515 Fax 0554 - 43-1516

## 利用申し込み受付時間

午前 9:00～午後 4:00

※受付期間の初日が、休館日にあたる時は、その翌日から受け付けます。

## 利用申し込み方法

利用の申し込みは直接事務室へお越しのうえ所定の申請書に記入して申請してください。電話、口頭による申し込みはできません。郵便、FAXによる申請はお受けしますが受付時に来館者の申請と重なった場合には、来館者の申請が優先されます。また、来館者の申請で利用日が重複した場合は、その申請者間で協議または抽選を行います。

## 利用区分

区	分	時	間	帯
午	前	午前 9 時	～ 正午	
午	後	午後 1 時	～ 午後 5 時	
夜	間	午後 6 時	～ 午後 10 時	
午	前・午後	午前 9 時	～ 午後 5 時	
午	後・夜間	午後 1 時	～ 午後 10 時	
全	日	午前 9 時	～ 午後 10 時	

※ 各区分には、「準備」及び「後片付け」に要する時間が含まれていますので、終了時間 5 分前までに全て終了し、ホール職員の点検を受けられるように計画を立ててください。

## 連続しての利用

同一の利用者が引き続き 4 日以上にわたって利用することはできません。

## 利用料金

利用料金表及び附属設備・備品等利用料金一覧表を参照してください。

## 利用料金の減免

下表の適用内容 1～6 に該当する場合には、利用料金の減免申請を行うことにより利用料金の減免が受けられます。

適用内容	減免率(%)
1 市の事業として利用するとき。	100
2 東部広域圏の事業として利用するとき。	50
3 市内幼稚園、小中高校、大学の学校行事	100
4 市内の文化団体等が利用する場合で、市民の文化振興のため市が適当と認めるとき。	市が共催して行う場合 100
	市が後援して行う場合 50
5 官公署又は公益法人が公益のため利用するとき。	市内に設置されている社会福祉法人又は保育園がその設置目的に沿った事業に利用する場合 100
	その他の官公署又は公益法人が利用、する場合 50
6 市の誘致による公開放送、収録	100

※ 市とは、都留市、都留市教育委員会、一般財団法人 都留楽友協会とする。

## 利用料金の還付

すでに納入いただいた利用料金は、原則としてお返しできません。ただし、次の場合に限り全部または一部をお返しすることがあります。

施設名	還付することができる場合	還付する額
全施設	利用者の責に帰することができない理由により、利用することができなくなったとき。	全額
大ホール 小ホール	利用日の2ヶ月前までに変更(取消し)許可申請書を全額提出したとき。	全額
	利用日の1ヶ月前までに変更(取消し)許可申請書を提出したとき。	半額
リハーサル室	利用日の7日前までに変更(取消し)許可申請書を提出したとき。	全額

---

---

## 利用申請の内容変更または取り消し

利用申請の内容変更または取り消しする場合には、都の杜ぐいすホール利用変更(取消し)許可申請書により許可を受けてください。

## 利用を許可できない場合

次のような場合は、利用の許可はできません。

- ・公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- ・集団的又は常習的に暴力的不法行為をおこなうおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- ・管理上支障があると認められるとき。
- ・その他、その利用が不相当と認められるとき。

## 利用許可の取消し

次のような場合には、利用許可の取消し、又は停止をすることがあります。

- ・許可条件に違反したとき。
- ・許可申請書に偽りの記載があったとき。
- ・災害その他の事故により、文化ホールの利用ができなくなったとき。
- ・その他、文化ホール条例及び規則に違反したとき。

## その他

- ・ホール内に特別の設備を設けようとするときは、あらかじめその設備内容を書面にし、利用許可申請書に添えて許可を受けてください。
- ・利用許可の譲渡、転貸はできません。